

スポーツ競技者の不正薬物使用(ドーピング)

に関する報道の研究

—1995年～1999年の朝日新聞の記事分析—

蘭 和真

I 緒言

スポーツ選手が競技成績を高めようとして、不正に薬物を用いたり、不正な目的で使用した薬物をごまかしたり、その他ドーピングとして禁止されている方法を用いる行為のことをドーピングと呼ぶ⁽¹⁾。国際オリンピック委員会⁽²⁾では「競技者が人工的に不正に競技力を高める目的で人体に異物であるもの、あるいは生理的に存在する物質であっても異常な量または異常な経路を経て体内に取り入れた場合をドーピングとする。また、医療上必要があり使用された物質であっても、その性質、使用量、適応が競技者の能力を人工的に不正に高めた場合もドーピングと認定する」としている。そして、禁止薬物や方法を指定し、違反者に対する厳しい罰則をもうけて対処している。しかしながら、不正使用者は後を絶たず、手口は巧妙となり、ドーピングを禁止しようとする側とドーピングをしようとする側のイタチごっこが続いている。

他方、ドーピング目的でない風邪薬や目薬等の使用による禁止薬物の摂取のために検査に引っかかり処罰された例もあり、スポーツの現場ではドーピング検査に対する対応策も新たな課題となっている⁽³⁾。

ドーピングが禁止されている理由としては次のようなことが考えられている⁽⁴⁾。まず、薬物使用により死亡あるいは重度の後遺症に悩まされることもあり、副作用の問題が深刻

だからである。また、薬物の使用はスポーツの倫理に反するアンフェアな行為で、スポーツ文化の発展を阻害するものだからである。さらに、ドーピングに用いられる薬物には興奮剤や、麻薬性の鎮痛剤等も含まれており、禁断症状などから反社会な行為に結びつく危険性を含んでいるからである。上述のとおりドーピング問題は副作用の面、倫理面、検査対策の面等多くの課題を抱える問題である。また、最近では、他国の例ではあるが、一流アスリートばかりでなく一般の愛好家の間でも禁止薬物の使用が日常的になっているという報告もある⁽⁵⁾。我が国においても麻薬、覚醒剤等の問題とも併せて社会問題に発展する可能性を秘めていると考えられる。したがって、ドーピング問題には、現在、スポーツ界に蔓延する勝利至上主義、商業主義、あるいは、拜金主義といったスポーツの根底をも搖るがしかねない問題とのからみも考えながら、社会全体でその対応に取り組んでいかなければならない。そのためにはスポーツ界だけではなく社会的にドーピング問題に対する意識および認識を高めていく必要があると考えられる。

筆者は上述に鑑み、既報⁽⁶⁾において、この問題に対して社会的な関心の必要性を示唆した。すなわち、朝日新聞というメディアに注目し、1945年～1994年までの50年間の朝日新聞のドーピングに関連する報道記事を分析することによって、ドーピングという問題が

これまで社会的にどのように理解されてきたのかということを明らかにし、ドーピング問題に対する社会的な関心の必要性を喚起した。上記報告では、1945年～1994年の朝日新聞においてはドーピングの疑惑と処罰に関する記事が圧倒的に多く、いわゆる事件としての報道が中心であったことが明らかにされた。しかしながら、ドーピング問題の根幹に関わる倫理的な記事や副作用に関わる記事は比較的少なく、この点に関しては、今後、アンチ・ドーピング活動にも関連することから、多面的に取り上げることを提言した。

そこで、本研究は上記報告の続編として、1995年～1999年の朝日新聞のドーピングに関する報道記事を分析することによってドーピングに対する社会的な現状認識を行い、アンチドーピング活動の重要性を再認識することを目的とした。

II 研究方法

1. 分析対象

1) 分析対象紙

朝日新聞東京本社発行朝日新聞（朝・夕刊）最終版を分析対象の版とした。

2) 分析対象記事

分析対象記事の抽出には朝日新聞社発行、朝日新聞戦後見出しデータベースを利用した。対象記事の特定のためにドーピングと薬物の2語をキーワードに用い全検索を行った。そして、検索でヒットした各記事を朝日新聞縮刷版から読み取り、スポーツ競技者の不正薬物使用（ドーピング）に関連がない記事を除外し分析対象記事とした。

3) 分析対象期間

1995年1月1日～1999年12月31日を分析対象期間とした。

2. 分析方法

1) 件数の規定

データベース検索によって検出された1項目を1件とした。ただし、検索の結果におい

て、見出し語が長いために1件の記事が2項目に分けられている場合には、それを1件とカウントし直した。

2) 記事量の規定

Araragi⁽⁶⁾らおよび平田ら⁽⁷⁾の方法に従い、朝日新聞縮刷版の記事の各段の行の長さを直接物差しで測り、その合計を記事量とした。そして、コラム・センチという単位で1件ごとに表示した。見出しのスペースや写真、グラフ、表等も記事の一部と考え、記事量算出の対象とした。

3) 紙面別分類

記事を掲載されている紙面によって、スポーツ面、社会面、社説面、一面、その他に分類し、それぞれの紙面ごとの記事量を算出した。

4) 国別分類

記事を読み、その記事の内容を分析し、中心となる国を1件ごとに特定した。そして、国別の記事量を算出した。記事の中心となる国が不明あるいは複数にわたる場合は不特定とした。

5) 種目別分類

記事を読み、その記事の内容を分析し、中心となる種目を1件ごとに特定した。そして、種目別の記事量を算出した。記事の中心となる種目が不明あるいは複数にわたる場合は不特定とした。

6) 内容別分類

記事を読み、その記事の中心的内容について検討し、表1に従って分類した。そして、内容別記事量を算出した。記事の内容が多項目にわたっている場合は、記事量を分けて算出できる場合はそれぞれの項目ごとに分けて計測した。記事量を分けて計測できない場合は単純に $\frac{1}{2}$, $\frac{1}{3}$ とした。

III 結 果

1. 記事件数と年別記事量

5年間の朝夕刊合計記事件数は299件であった。また、5年間の朝夕刊合計記事量は

表1 内容分類コード

1.ドーピングの論理に関する記事 (論理)	薬物使用者及び関係者に対する批判、抗議のボイコット、アンチドーピングを訴える、スポーツの倫理観、その他
2.ドーピング疑惑に関する記事 (疑惑)	違反者の調査及びその結果、公式機関の見解、ドーピングの実態、選手・関係者の反応及び見解、事実関係、選手・関係者の告白及び告発、その他
3.選手、コーチ等の処罰に関する記事 (処罰)	選手の資格停止、コーチ等の資格停止、処分に対する不服、メダル記録等の剥奪、順位の変更、裁判、処分の停止・取り消し・軽減、その他
4.検査体制、処罰体制に関する記事 (検査、罰則体制)	検査、処罰の強化を訴える、罰則に対する公式機関の見解、検査の実施方法、罰則の解説、禁止薬物の追加、その他
5.検査技術に関する記事 (検査技術)	違反者摘発と検査技術、新技術、検査の限界、検査施設、検査技術の科学的解説、その他
6.薬物と投与方法に関する記事 (薬物と投与方法)	新薬物、薬物の解説、投与方法の解説、ドーピングの解説、薬物開発事情、その他
7.ドーピングによる副作用に関する記事 (副作用)	身体異常、死亡、精神異常、奇形児、その他
8.ドーピングに関する総説的記事 (総説的記事)	有識者の認識、1年振り返って、時評、ドーピングの背景にあるもの、歴史的観点から、アンケート調査から、その他
9.薬物使用者自身の進退に関する記事 (薬物使用者の進退)	その後の生活、引退、競技会出場、復帰、競技成績、出場辞退、その他
10.その他 (その他)	その他

3949.5コラム・センチで新聞紙面の約14頁に相当する量であった。一方、各年別の朝夕刊合計記事件数および記事量はそれぞれ、1995年が35件、409.6コラム・センチ、1996年が85件、1392.0コラム・センチ、1997年が34件、322.3コラム・センチ、1998年が64件、795.6コラム・センチ、1999年が81件、1030.0コラム・センチで1996年が件数および量共に最多

であった。(図1) また、5年間の朝夕刊の合計記事量に占める朝夕刊それぞれの割合は、朝刊が79.3%、夕刊が20.7%であった。

2. 紙面別記事量

5年間の朝夕刊合計紙面別記事量はスポーツ面が69.8%と圧倒的多数を占めた。また、社会面が6.4%，社説が1.9%，一面が4.2%，

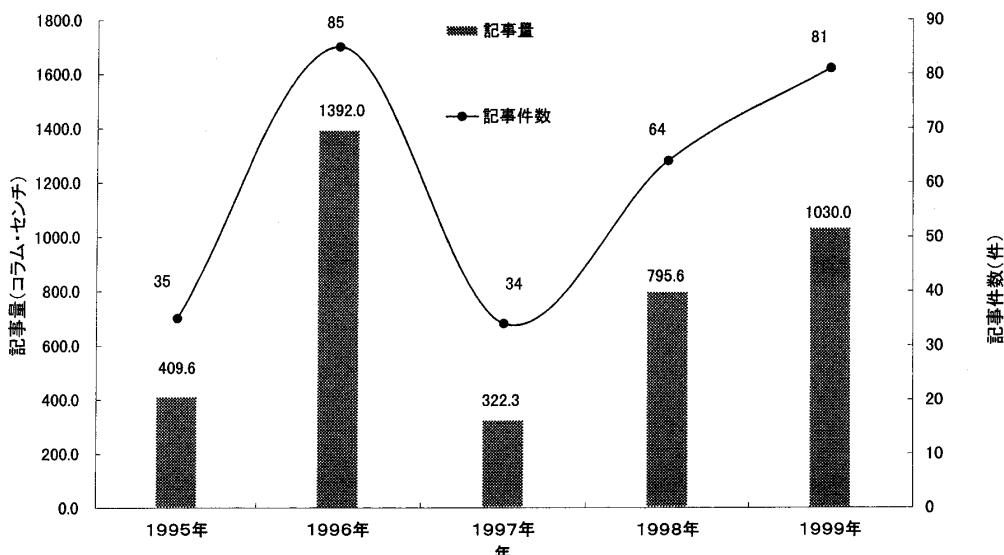


図1 年別記事量および年別記事件数

スポーツ競技者の不正薬物使用(ドーピング)に関する報道の研究

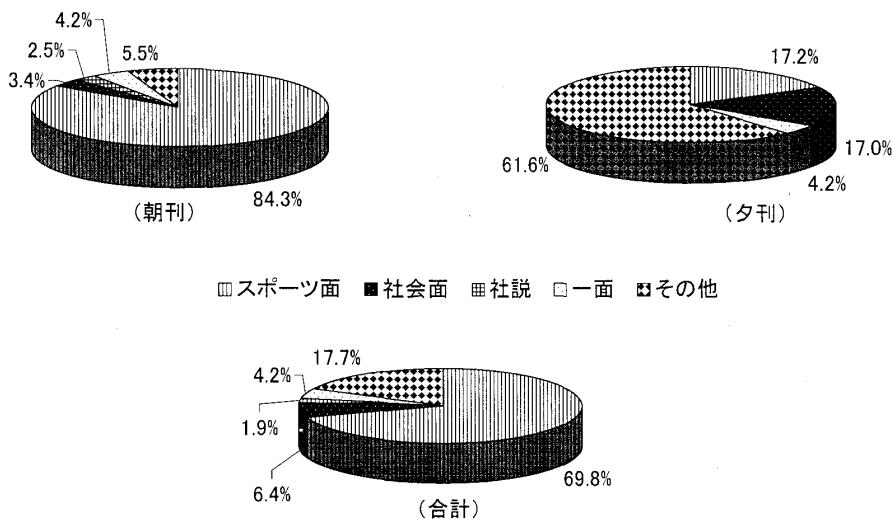


図2 紙面別記事量

その他が17.7%であった。一方、朝夕刊別では、朝刊においては、やはりスポーツ面が84.3%と圧倒的に多く、スポーツ面以外の紙面が占める割合は15%程度にすぎなかった。しかしながら、夕刊ではスポーツ面が17.2%，社会面が17.0%，一面が4.2%，その他が61.6%で、朝刊とは異なりスポーツ面が占める割合は少なかった。(図2)

3. 国別記事量

5年間の朝夕刊合計国別記事量では、日本に関する記事量が863.1コラム・センチと最

も多かった。その他の国では、中国が514.2コラム・センチ、U.S.A.が260.2コラム・センチ、オーストラリアが164.0コラム・センチ、フランスが162.9コラム・センチ、ドイツが144.4コラム・センチ、カナダが138.6コラム・センチと続いた。総記事量から中心となる国を特定できなかった記事量を除いた記事量に占める日本の記事量の割合は32.7%であった。また、同様に中国の記事量は19.5%，U.S.A.の記事量は9.9%であった。また、これら記事量が多かった3国（日本、中国、U.S.A.）の合計記事量が全体に占める割合は

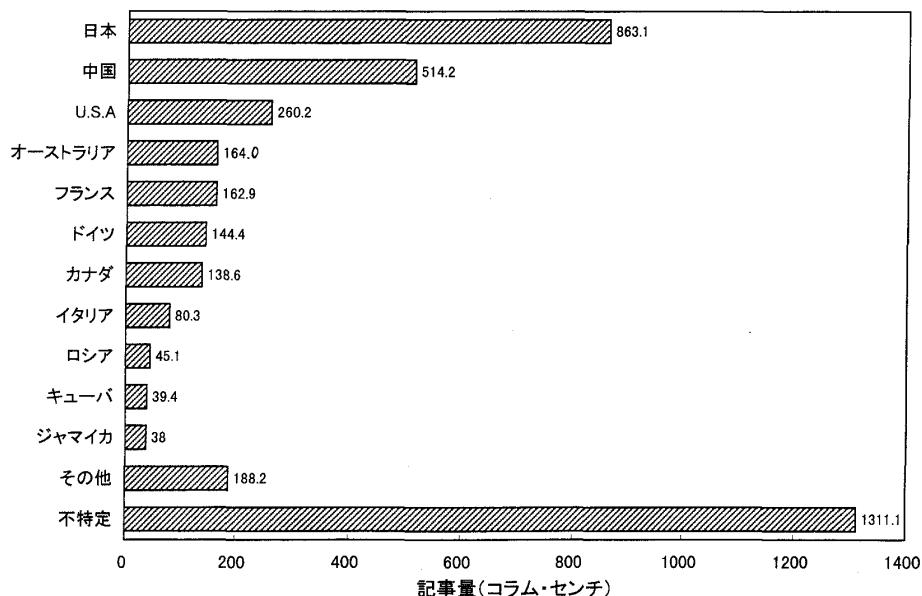


図3 国別記事量

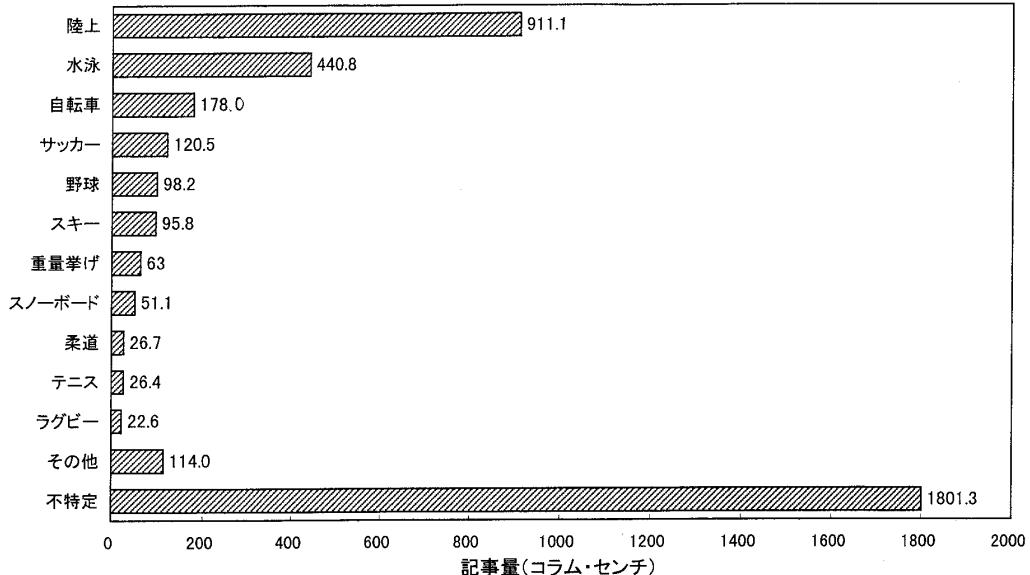


図4 競技種目別記事量

62.1%と非常に高い値を示した。(図3)

4. 種目別記事量

5年間の朝夕刊合計種目別記事量では、陸上に関する記事量が911.1コラム・センチと最も多かった。その他の種目では、水泳が440.8コラム・センチ、自転車が178.0コラム・センチ、サッカーが120.5コラム・センチ、野球が98.2コラム・センチ、スキーが90.5コラム・センチ、重量挙げが95.8コラム・センチと続いた。総記事量から中心となる種目を特定できなかった記事量を除いた記事量に占める陸上の記事量の割合は42.4%と非常に高かった。また、同様に水泳の記事量は20.5%であった。したがって、陸上と水泳に関する記事量が全体の62.9%も占める結果となった。(図4)

5. 内容別記事量

5年間の朝夕刊合計内容別記事量では、ドーピング疑惑に関する記事（疑惑）の量が1069.9コラム・センチと最も多かった。そして検査体制、罰則体制に関する記事（検査、罰則体制）の量が835.7コラム・センチ、選手、コーチ等の処罰に関する記事（処罰）の

量が601.7コラム・センチ、ドーピングに関する総説的記事（総説的記事）の量が539.6コラム・センチと続いた。逆にドーピングの倫理に関する記事（倫理）の量は最も少なく21.4コラム・センチであった。また、ドーピングによる副作用に関する記事（副作用）の量も次に少なく43.1コラム・センチであった。総記事量に占める各内容別の割合では、疑惑に関する記事量が27.1%，検査、罰則体制に関する記事量が21.2%，処罰に関する記事量が15.2%，総説的記事量が13.7%であった。一方、倫理に関する記事量および副作用に関する記事量はそれぞれ0.5%，1.1%であった。(図5)

IV 考 察

Araragiら⁽⁶⁾は今回とほぼ同様の方法でスポーツ競技者のドーピングに関する朝日新聞の1945年～1994年の記事を分析している。これによると、ドーピング関連の初めて記事は、1960年のローマオリンピックでデンマークの自転車選手が興奮剤を使用したことによって死亡したというものであった。また、ドーピングテストが初めて実施されたのは1967年のメ

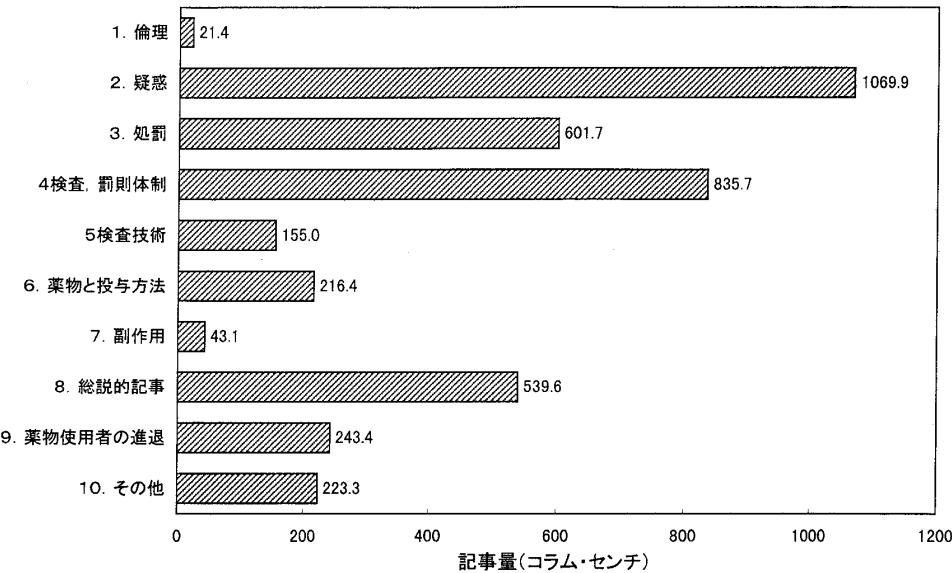


図5 内容別記事量

キシコプレオリンピックであり、これにはかなりの社会的な関心が集まり、記事量が1970年から急増している。記事量に関しては、1988年のソウルオリンピックでのベン・ジョンソン事件を境に爆発的な増加がみられた。この事件が社会の関心を引きつける引き金になったものと推察している。ベンジョンソン事件に関連する記事量は707.0コラム・センチで年間記事量の88.1%を占めた。これは新聞紙面の約2.5ページに相当する量であった。この量の多さからこの事件を今世紀最大のスポーツ界における事件であると考えている。年別の記事量では調査期間の1945年～1994年の中で1994年の記事量が最大で1352.1コラム・センチであった。近年の記事量の多さ、掲載紙面の多様化、内容等から、ドーピングに対する社会的な関心の高さを読みとっている。また、ドーピング問題はスポーツ界だけの問題ではなく社会問題の一つとして考えていく必要性を訴えている。ドーピング関連記事の内容別記事量ではドーピング疑惑に関する記事と処罰に関する記事が圧倒的に多く、いわゆる事件としての報道が中心であったが、ドーピング問題の根幹に関わる倫理的な記事や副作用に関わる記事は比較的少なかった。この点に関しては、今後のアンチ・ドーピング活

動にも関連することから、多面的に取り上げられることが望まれると結んでいる。

上述に関連して、今回の調査で最も記事量が多かった年は1996年で、1392.0コラム・センチであった。そして、この値は、先行研究で最も多かった1994年の記事量の1352.1コラム・センチを上回るものであった。したがって、ドーピングに対する社会的な関心はベンジョンソン事件（1988年）、広島アジア大会中国水泳チーム事件（1994年）、カトリン・クラッペ事件（1992年）、ディエゴ・マラドーナ事件（1994年）等有力選手のスキャンダルによって社会的に注目を集めた1990年前後以後も関心の高さは継続していると考えられる。他方、1996年の記事量の多さはアトランタオリンピックの開催の影響によるものと推察される。すなわち、オリンピックが開催されることにより人々のスポーツに対する関心は否応なしに高まる。また、選手サイドにおいては競技力向上に特に関心が高まり、ドーピングに手を染める可能性も高くなる。さらに、それに反応してドーピングを取り締まるための検査も頻繁になることが想像される。したがって、その結果として記事量が増えたものと考えられる。年別記事量に関しては、1997年に減少したが1998年、1999年と徐々に増加

している。上にも述べたが、オリンピックや国際的に大きなスポーツイベントが開催されると記事量は増大すると考えられる。したがって、今後も、ドーピングに関する記事量は、ドーピングが解禁されるか、撲滅されない限り、増減を繰り返しながら増加していくものと考えられる。

紙面別記事量に注目すると、今回の調査でも当然のことながら、スポーツ面での取り扱いが多く約7割を占めていた。一般に、新聞の紙面づくりにおいて、スポーツ面は編集局の運動部を中心となって作成されると推測される。一方、社会面のそれは社会部を中心になるものと推測される。今回の調査ではスポーツ面に比べて社会面での扱いが6.4%と極めて少なかった。これに関して、ドーピングは麻薬や覚醒剤と同様に社会問題のひとつに発展する可能性があるとの見方もある。⁽⁶⁾もし、この見方が現実的であるとするならば、社会部の記者にも身近な問題として、運動部の記者とは違った見方でこの問題を捉えてもらうことが必要であろう。

今回の、国別記事量では日本に関する記事量が最も多かった。朝日新聞は日本で発行されている新聞であるので当然の結果であると考えられるが、既報⁽⁶⁾では中国に関する記事量の方が多かったことを考えるとその理由について考察しておく必要があろう。今回の記事量の多さは伊藤喜剛事件による影響であると考えられる。すなわち、1996年5月9日の朝刊一面ではじめて報道された事件である。これは、陸上短距離走アトランタオリンピック日本代表候補であった伊藤喜剛選手が米国で合宿中に国際陸上競技連盟の抜き打ち検査を受け、筋肉増強剤のメチルテストステロンが検出されたというものであった。これまでにも日本選手がドーピング検査で違反薬物が検出され処分を受けたことはあったが、いずれの場合も風邪薬や強壮剤を間違ってのんだり、検査のミスで引っかかったりしたもので、今回のような筋肉増強剤が検出されたのははじめてのケースであった。そのため、関係者

の衝撃も大きく、社会的な関心も高かったことから、爆発的な記事量になったものと考えられる。この事件に関連する記事量は408.0コラム・センチで日本に関する記事量の47.3%を占め、また、1996年の記事量の29.3%を占めた。これらの数字からもこの事件に対する注目度の高さを読みとることができよう。この事件に関しては、当初から、伊藤選手サイドはあくまでも故意に飲んでいないことを主張した。そして、再検査を申し出て実施されたが、またしても陽性反応が出た。伊藤選手サイドはその結果に納得がいかないとして国際陸上連盟に聴聞会の開催を要求し、日本陸上連盟が代行して開催したが、新事実が明らかにされることではなく、実質的に処分が行われることになった。これに対して、伊藤選手サイドは、さらに、日本陸上連盟に異議申し立てを行ったが受け入れられなかった。そこで、国際陸上連盟に調停を申し立てたが認められず、4年間の競技会への出場資格の停止が確定した。この間、伊藤選手のコーチで過去に旧東独の体育研究所に勤務し、重量挙げナショナルチームコーチのアドバイザーをしていたホルスト・ギュンツェル氏に疑惑の目が向けられたが、本人は関係を否定した。伊藤選手サイドは最後まで意図的ではなかつと主張し続けたがそれが受け入れられることはなかった。その間、国際陸上連盟はドーピングの初犯の資格停止期間を4年間から2年間に短縮するルール変更を行った。その結果、伊藤選手の処分も2年間に短縮され、1998年5月5日から競技会に復帰したが、2年間のブランクの影響が大きかったのか、その後、オリンピックに出場する等の国際的な活躍はできなかった。他方、中国に関する記事量も日本に次いで多かったが、これは1994年に広島アジア大会の際に大量のドーピング違反者を出した余波であると考えられる。

競技種別記事量では陸上と水泳の量が圧倒的に多かった。このことに関連して、日本の新聞において、ドーピングに関連して取り上げられる種目としては次の2点が重要なポ

イントになると考えられる。すなわち、第1点目は、ドーピングによる競技力向上の効果が高く、ドーピングとの結びつきが強いと考えられる種目であるということである。そして、第2点目は日本において関心度の高い種目、いわゆる、メジャーな種目であるということである。1点目に関しては、色々なスポーツ種目があるが、その競技特性から、ドーピングによる効果が高い種目とそうでない種目があることも事実であろう。例えば、スポーツの競技力発揮のための要素を極めて単純に、身体系、技術系、心理系、知力系に分けたとしよう。そうした場合、ドーピングの効果というものは、やはり、身体系の要素の向上に最も効果を発揮することとなる。もちろん、他の要素の向上に影響がないことはないと考えられるが、身体要素の向上にドーピングは最も関与しやすい。こう考えると、野球やサッカーをはじめとする球技系の種目ではその競技力の発揮に関しては、各系が複雑に関与するものと考えられる。したがって、ドーピングを行って、主に、身体系の機能を高めても競技力向上のための即効性は低いと考えられる。一方、陸上、水泳、重量挙げ、自転車といった種目は身体系の機能が競技力向上に果たす影響は球技系に比べて極めて大きいと考えられる。したがって、種目によって、ドーピングに対する傾斜性が異なると考えられる。すなわち、大きなリスクを背負ってでもドーピングに走ろうとする種目と比較的そうでない種目とに分かれるということである。大きなリスクを背負ってでもドーピングに走ろうとする種目ではその種目の生き残りのためにも、ドーピング対策、とりわけ、その検査が盛んに行われることになる。これらのことと相まってさらに社会的な関心を集めることになるとと考えられる。一方、第2点目のメジャーな種目という点も社会の関心を集めといつた点では大きなポイントであり、これら2つのポイントが絡み合い、今回の調査では、陸上と水泳の記事量が極めて多い結果となったのではないかと推測される。

内容別記事量では、今回の特徴は、他の項目の割合はほぼ既報⁽⁶⁾の傾向に類似していたにもかかわらず、検査、罰則体制に関する記事量が既報に比べて非常に多かったことである。これに関しては、アンチ・ドーピング活動の流れを示すものであると考えられる。すなわち、ドーピングが社会悪であるという考えは、近年、スポーツ界のみならず、社会的に定着してきたものと考えられる。そして、なぜ悪であるかということに関しても盛んに議論されている⁽⁴⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾。現在では、この社会悪として定着したドーピングをいかに未然に防いでいくかということで、関係者は啓蒙活動を盛んに行っている⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。ドーピングを防ぐためにはこういった競技者やその関係者に向けた啓蒙活動、すなわち、スポーツの倫理や道徳を説くことにより禁断の果実から手を引かせようとする活動は極めて重要なムーブメントであると考えられる。しかしながら、今日のように莫大な金が動くスポーツ界においては、事実、多くの選手がドーピングに手を染めている⁽¹²⁾。すなわち、倫理や道徳といったきれいな事だけでは解決できない部分も多いと考えられる。そこで、現時点では、ドーピング検査や違反者への厳罰が、最終的でかつ最有力な手段として、ドーピング撲滅のために用いられていると考えられる。ドーピング検査や違反者への厳罰をドーピング撲滅のための最終手段として用いることは選手のプライバシー、検査の技術力、処罰の公正性等色々な問題を含んでいよう。しかしながら、徹底的な検査と処罰こそがドーピングの撲滅には最も効果があるとするのも事実であろう。近年の、検査、罰則体制に関する記事量の多さは、上述のアンチ・ドーピング活動とドーピング検査、違反者の処罰の関係を反映したものであると考えられる。

V まとめ

本研究では1995年～1999年の朝日新聞の記事を分析し、ドーピングに関する新聞報道に

ついてその量と内容を検討した。結果から次のことが考察された。

1. 年別記事量に関して、最も記事量が多かった年は1996年で、13920コラム・センチであった。この多さはアトランタオリンピックの開催の影響によるものと推察された。すなわち、オリンピックが開催されることにより人々のスポーツに対する関心が高まる。また、選手サイドにおいても競技力向上に特に関心が高まり、ドーピングに手を染める可能性も高まる。さらに、それに反応してドーピングを取り締まるための検査も頻繁になることが想像される。したがって、その結果として記事量が増えたものと考えられる。

2. 紙面別記事量に関して、スポーツ面での取り扱いが多く、約7割を占めていた。一方、社会面での扱いは6.4%と極めて少なかった。ドーピングは麻薬や覚醒剤と同様に社会問題のひとつに発展する可能性があるとの見方もある。社会部の記者にも身近な問題として、運動部の記者とは違った見方でこの問題を捉えてもらうことが必要であると考えられる。

3. 国別記事量に関しては、日本に関する記事量が最も多かった。今回の記事量の多さは伊藤喜剛事件による影響であると考えられる。すなわち、1996年5月9日の朝刊一面ではじめて報道された事件である。これは、陸上短距離走アトランタオリンピック日本代表候補であった伊藤喜剛選手が米国で合宿中に国際陸上競技連盟の抜き打ち検査を受け、筋肉増強剤のメチルテストステロンが検出されたというものであった。これまでにも日本選手がドーピング検査で違反薬物が検出され処分を受けたことはあったが、いずれの場合も風邪薬や強壮剤を間違ってのんだり、検査のミスで引っかかったりしたもので、今回のような筋肉増強剤が検出されたのははじめてのケースであった。そのため、関係者の衝撃も大きく、社会的な関心も高かったことから、爆発的な記事量になったものと考えられる。

4. 競技種目別記事量に関して、陸上と水

泳の量が圧倒的に多かった。これは、ドーピングによる競技力向上の効果が高く、ドーピングとの結びつきが強いと考えられる種目であるということと、いわゆる、メジャーな種目であるということがその理由であると考えられる。

5. 内容別記事量に関して、検査、罰則体制に関する記事量が既報に比べて非常に多かった。これは、アンチ・ドーピング活動の流れによる影響であると考えられる。すなわち、現時点では、ドーピング検査や違反者への厳罰が、最終的かつ最も有力な手段として、ドーピング撲滅のために用いられていると考えられる。そこで、検査、罰則体制に関する記事量が急増したものと考えられる。

引用文献

- (1) 日本オリンピック委員会選手強化本部アンチ・ドーピング対策班編：アンチ・ドーピング。日本オリンピック委員会発行，1994年。
- (2) International Olimpic Comitte : I. O. C. Medical code and explatiopy document. International Olimpic Comitte. 1997.
- (3) 日本オリンピック委員会選手強化本部・アンチ・ドーピング対策班編：アンチ・ドーピングガイドブック。日本オリンピック委員会発行，1999年。
- (4) 近藤良享, 友添秀則(1996)：オリンピックと薬物ドーピング。体育の科学, 46巻, 第8号, 641~645。
- (5) Delbeke, F. T., Desmet, N. & Debackere, M. (1995): The abuse of doping agents in competing body builders in Flanders (1988-1993), Int. J. Sports Med., 16, 66-70.
- (6) Araragi K, Omori H, Iwata H (1999): A study of Asahi Shimbun articles relating to doping among athletes since World War II. Jpn. J. Health & Human Ecology, Vol. 65, 104~114.
- (7) 平田繁, 渡辺正樹(1995), 勝野真吾:マス・メディアのAIDSの取り扱いに関する研究—1982年から1992年までの新聞記事の内容分析—, 民族衛生, 61巻, 第1号, 2~15。
- (8) 福島(太田)美穂, 武藤芳照, 青木秀憲(1995)：ドーピング問題の現状と課題, 東京大学大学院教育学研究科紀要, 第35巻, 361~396。
- (9) 太田(福島)美穂, 武藤芳照, 青木秀憲, 朴成鎮

スポーツ競技者の不正薬物使用(ドーピング)に関する報道の研究

- (1996) : スポーツドーピングへの対応, 東京大学大
学院教育学研究科紀要, 第36巻, 505~554.
- (10) JOCアンチ・ドーピング委員会, 日本体育協会
アンチ・ドーピング対策班: ドーピング検査Q&A,
日本オリンピック委員会, 1999年.
- (11) 北海道大学歯学部付属病院薬剤部, 北海道大学大
学院歯学研究科口腔顎面外科学編: アンチ・ドーピ
ングのための正しい知識, 北海道大学歯学部付属病
院薬剤部, 北海道大学大学院歯学研究科口腔顎面
外科学発行, 2001年.
- (12) 大野晃 (1996) : ドーピングの拡大, 体育科教育,
第44巻, 第1号, 21~22.